

理 由 書

令和 年 月 日

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様

住 所
(法人事務所所在地)

氏 名
(法人事務所名称及び
代表者氏名役名)

建築士事務所の登録事項の変更については、建築士事務所の登録事項の変更については、

☐ 建築士法第 23 条の 5 第 1 項により、2 週間以内に届け出なければならない

☐ 建築士法第 23 条の 5 第 2 項により、3 ヶ月以内に届け出なければならない

となっていますが、下記の理由により届け出が遅れました。

今後、このようなことがないように留意します。

記

理由：
